

市川保健所管内給食施設 食中毒警報等グループメール運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市川保健所管内給食施設食中毒警報等に係るグループメール（i_hc_eiyou@my.pref.chiba.lg.jp）（以下「グループメール」という。）の運営について、必要な事項について定める。

(用語の定義)

第2条 この要領について使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- ア メンバー グループメールを使用するユーザをいう。
- イ 投稿 グループメールの電子メールアドレスに、電子メールを送信することをいう。

(目的)

第3条 グループメールは、市川保健所管内給食施設食中毒警報等及び市川保健所が主催する事業等の伝達に利用することとする。

(管理者)

第4条 グループメールの管理者は、千葉縣市川保健所栄養担当とする。

- 2 管理者は、グループメールの開設・廃止、メンバーの登録・脱退・削除等のグループメールの管理運営を行うものとする。
- 3 管理者は、システムの保守等のため、グループメール利用の一時的な運用停止等を行うときは、メンバーに周知するものとする。

(メンバーの資格)

第5条 グループメールのメンバーに参加できる者は、次に該当する者とする。

- ア 市川保健所に（特定）給食施設開始届出のある（特定）給食施設に属する者
- イ 市川保健所管内給食施設 食中毒警報等グループメールに係る担当者
- ウ その他、管理者が特に認めた者

(メンバーの電子メールアドレス)

第6条 グループメールに登録できる電子メールアドレス(以下、「アドレス」という。)は、メンバー本人のみが使用できるアドレスとする。

ただし、複数の者が共有するアドレスについては、管理者が業務上必要と認め、メンバーからアドレスを共有する者全員の名簿等の提出があった場合は、この限りではない。

2 メーリングリストのアドレスは登録できないものとする。

(参加)

第7条 グループメールへの参加を希望する者は、管理者に対しグループメール参加申込書(別記第1号様式)により申請するものとする。

2 管理者は、前項の申請書を受領し、適当と認めたときはメンバーとして登録する。

(投稿する情報)

第8条 グループメールに投稿できる情報は、次によるものとする。

ア 食中毒警報に関すること

イ 食中毒注意報に関すること

ウ 千葉県市川保健所が主催する事業(研修会等)等に関すること

(投稿者の制限)

第9条 グループメールに投稿できるのは、管理者のみとする。

(メンバーのセキュリティ)

第10条 メンバーは、利用するコンピュータ等の機器にコンピュータウイルス対策等のセキュリティ対策を施し、適正な環境でグループメールを使用しなければならない。

2 他のメンバーのアドレスや氏名等の個人情報を第三者に漏洩してはならない。

(形式等)

第11条 投稿する電子メールの形式等は、次によるものとする。

- ア テキスト形式とする。
- イ 件名は必ず付けるものとする。
- ウ 本文にメンバーの署名を付すものとする。
- エ 機種依存文字は使用しない。
- オ 添付は、本文に記述することができない場合に限り利用する。
- カ 添付するファイルの容量は3MB程度までとし、実行（exe 等）形式のファイルは添付しない。

（アドレスの変更）

- 第12条 メンバーの所属する施設内で、登録するメンバー及びアドレスを変更するときは、グループメール登録事項変更届出書（別記第2号様式）により、管理者に届出るものとする。
- 2 管理者は、前項の届出を受理し承諾したときは、メンバーのアドレスを変更登録するものとする。

（脱退）

- 第13条 メンバーは、グループメールから脱退しようとするときは、グループメール脱退届出書（別記第3号様式）により、管理者に届出るものとする。
- 2 管理者は、前項の届出を受理し承諾したときは、メンバーから抹消する。
- 3 管理者は、次の行為を行ったメンバーをグループメールから削除することができるものとする。
- ア 第10条の規定に反したとき
 - イ その他、管理者が不適正利用であると判断したとき
- 4 管理者は、メンバーが第5条の規定に該当しないことを確認したときは、前1項の届出によらず、メンバーをグループメールから削除することができるものとする。

（障害発生時等）

- 第14条 メンバーは、コンピュータウイルスの発見、メンバー以外の者のグループメールの利用等、グループメールの運営に支障をきたすような障害が発生したこと

を確認したときは、管理者に速やかに連絡するものとする。

(グループメールの廃止)

第15条 管理者は、グループメールを廃止することができるものとし、廃止するときは、事前にグループメールによりメンバーに通知するものとする。

(免責)

第16条 管理者は、グループメールの廃止、削除やメンバーの退会に関し、メンバー及び第三者に対して一切責任を負わないものとする。

2 メンバーの本規約に反する行為、若しくはメンバーによる第三者の権利侵害に起因、または関連して生じた問題については、メンバーの責任等において解決するものとし、管理者は、一切の損害について賠償責任を負わない。

(附則)

この規約は、平成29年4月7日から適用する。

この規約は、令和4年4月25日から適用する。

この規約は、令和7年4月28日から適用する。

(経過措置)

この規約の適用前に改正前の市川保健所管内給食施設食中毒警報等グループメール運営要領により調製した用紙は、この規約の適用後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。